

防府市税等口座振替納付制度実施要綱

昭和53年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市が指定する市税等（以下「市税等」という。）の納付手続の簡素化と納期内納付の促進を図るため口座振替及び自動払込みの方法による公金納付制度（以下「口座振替」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種目)

第2条 口座振替をすることができる種目は、次のとおりとする。

- (1) 普通徴収に係る個人の市民税（同時に納付する県民税を含む。）
- (2) 固定資産税（都市計画税を含む。）
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険料
- (5) 市営住宅使用料
- (6) 市営住宅駐車場使用料
- (7) 住宅資金貸付金償還金
- (8) 奨学資金貸付金償還金
- (9) 介護保険料
- (10) 高校入学準備金貸付金償還金
- (11) 後期高齢者医療保険料
- (12) 市有住宅使用料
- (13) 市有住宅駐車場使用料

(口座振替の依頼)

第3条 防府市の指定金融機関又は収納代理金融機関（以下「取扱金融機関等」という。）に普通預金、当座預金、通常貯金、納税準備預金又は営農生活預金の口座（以下「預（貯）金口座」という。）を設けている者で、当該取扱金融機関等に依頼してその同意を得たもの（以下「依頼者」という。）は、口座振替により前条に定める市税等を納付することができる。

第4条 前2条の口座振替をしようとする者は、防府市税等口座振替依頼書（兼異動届）（複写様式）（以下「口座振替依頼書（複写様式）」という。）及び市

税等納付書送付依頼書（兼異動届）（以下「送付依頼書」という。）を取扱金融機関等に提出するか又は防府市税等口座振替依頼書（ハガキ様式）（以下「口座振替依頼書（ハガキ様式）」という。）を防府市を經由して取扱金融機関等に提出しなければならない。口座振替依頼書（ハガキ様式）の提出を受けた市長は写しを保管し原本を取扱金融機関等に送付するものとする。

- 2 前項の口座振替依頼書（複写様式）の提出を受けた取扱金融機関等が口座振替に同意したときは、送付依頼書に承認印を押印のうえ速やかに市長に送付しなければならない。前項の口座振替依頼書（ハガキ様式）の送付を受けた取扱金融機関等が口座振替に同意しないときは、速やかに市長に報告しなければならない。報告がないときは、同意したものとみなす。

（納付通知書及び電磁的記録の引渡し）

第5条 前条第2項の同意を受けた市長は、納付通知書を直接納付義務者に送付するものとする。

- 2 市長は、電磁的記録媒体（MO、DVD-RAM、DVD-RW、CD-RW、フロッピーディスク又はカートリッジ磁気テープ等人の知覚により認識できない方式により電子データを大量に記録する媒体をいう。）の交換又はデータ伝送により、電磁的記録及び合計表（電磁的記録の引渡しによらない種目にあつては、振替支払伝票及び口座振替納付済通知書）を振替日前に取扱金融機関等に送付する。

（口座振替納付等）

第6条 取扱金融機関等は、原則として各納期の最終日に電磁的記録された金額（電磁的記録の引渡しによらない種目にあつては、振替支払伝票に記載された金額）を依頼者が指定した預（貯）金口座から払い出して防府市の歳入金口座に振り替えるものとする。

第7条 取扱金融機関等は、第6条の納付手続終了後、電磁的記録に種目別集計表（電磁的記録の引渡しによらない種目にあつては、口座振替納付済通知書）を添えて、速やかにその結果を市長に返戻しなければならない。

（口座振替不能の取扱い）

第8条 取扱金融機関等は依頼者が第4条により指定した預（貯）金口座の残高不足等の理由により口座振替が不能となった場合は、口座振替不能者一覧

表等を作成し（電磁的記録の引渡しによらない種目にあつては、口座振替納付済通知書に理由を記入し）、市長に送付しなければならない。

（口座振替の廃止又は変更）

第9条 依頼者は口座振替を廃止又は変更しようとするときは、口座振替依頼書（複写様式）を取扱金融機関等に提出しなければならない。

2 前項の口座振替依頼書（複写様式）の提出を受けた取扱金融機関等は、送付依頼書に承認印を押印のうえ速やかに市長に送付しなければならない。

（取扱手数料）

第10条 口座振替の取扱手数料の額、請求の方法及び支払時期については、市長が取扱金融機関等と協議して別に定める。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長と取扱金融機関等が協議のうえ定める。

附 則

1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

2 昭和50年4月1日施行の防府市口座振替納税制度実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正前の防府市税等口座振替納付制度実施要綱第2条第6号に規定する国民年金保険料については、平成14年4月30日まで取扱いできるものとする

る。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。